

平成30年（行ウ）第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件
 原告 ブルデ シルヴェストル 恵
 被告 沖縄県

証拠説明書 1

平成30年8月31日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 阿波 連



同 弁護士 武 田 昌



同 弁護士 植 松 孝



同 弁護士 古 謝 千



号証	標 目	原本・写 しの別	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙1	自然公園法の概要	写し	—	粟境省	自然公園法の目的等。
乙2	国定公園事業の内容の変更の許可申請書（抜粋）	原本	平成29年 2月14日	株式会社ユー ズリゾート沖 縄代表取締役 省部優	本件処分に係る許可申請の変更内容が、公園施設の規模・構造の内、総建築面積、総延床面積、階数であり、この内、前二者は規模を縮小する変更内容であること（1枚目）。また、階数に関して、最高高さ39.5mに変更はないこと（15枚目）。

乙3	固定公園事業の内容の変更の許可申請書(抜粋)	原本	平成28年 2月18日	株式会社ユーズリゾート沖縄 総代表取締役 雀部優	平成28年の変更許可申請の内容について。特に、この時点で既に建物の最高高さが39.5mになっていること(10枚目)。
乙4	恩納村地籍図	写し	平成30年 8月20日	恩納村役場	本件事業予定地は、恩納村における土地利用区分において、リゾート用域(リゾート景観創造地区)に指定されていること。
乙5	恩納村景観むらづくり計画(抜粋)	原本	平成26年 3月	恩納村	同上。なお、3枚目(P23)は、原告提出の甲19と同じ図面であるが、被告において、同図面中の本件事業対象地域に○印を付したものである。
乙6	恩納村景観むらづくり条例	写し	平成26年 3月17日	恩納村役場	条例の存在。
乙7	恩納村景観むらづくり条例施行規則(抜粋)	写し	平成26年 3月18日	恩納村役場	恩納村のリゾート景観創造地区においては、建築物の高さは40m以下とされていること(8~9頁)。 なお、17頁以下は各種様式のため割愛した。

以上